

議案第11号

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成21年11月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年鳥取県条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
-------	-------

(設置)

第2条 鳥取県立社会福祉施設を次のとおり設置する。

種別	名称	位置
略		
障害者支援施設	鳥取県立鹿野かちみ園	鳥取市
	鳥取県立鹿野第二かちみ園	
略		

(指定管理者による管理)

第4条 知事は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、次の表の左欄に掲げる種別の同表の中欄に掲げる鳥取県立社会福祉施設の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる業務を行わせるものとする。

種別	名称	業務
障害者支援施設	鳥取県立鹿野かちみ園	略
	鳥取県立鹿野第二かちみ園	
略		

(設置)

第2条 鳥取県立社会福祉施設を次のとおり設置する。

種別	名称	位置
略		
知的障害者更生施設	鳥取県立鹿野かちみ園	鳥取市
	鳥取県立鹿野第二かちみ園	
略		

(指定管理者による管理)

第4条 知事は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、次の表の左欄に掲げる種別の同表の中欄に掲げる鳥取県立社会福祉施設の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる業務を行わせるものとする。

種別	名称	業務
知的障害者更生施設	鳥取県立鹿野かちみ園	略
	鳥取県立鹿野第二かちみ園	
略		

(障害者支援施設及び養護老人ホームにおける指定管理者の選定の特例)

第6条 略

(障害者支援施設における利用料金)

第9条 略

2 障害者自立支援法第5条第1項に規定する施設障害福祉サービスに係る鳥取県立鹿野かちみ園及び鳥取県立鹿野第二かちみ園の利用料金は、同法第29条第3項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額とする。ただし、知的障害者福祉法第16条第1項第2号の措置による利用については、この限りでない。

3～5 略

(知的障害者更生施設及び養護老人ホームにおける指定管理者の選定の特例)

第6条 略

(知的障害者更生施設における利用料金)

第9条 略

2 障害者自立支援法第5条第11項に規定する施設入所支援に係る鳥取県立鹿野かちみ園及び鳥取県立鹿野第二かちみ園の利用料金は、同法第29条第3項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額とする。ただし、知的障害者福祉法第16条第1項第2号の措置による利用については、この限りでない。

3～5 略

附 則

この条例は、平成22年1月1日から施行する。